

監査公表第 599 号

行政監査Ⅱの監査の結果に対して講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長から通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 20 年 12 月 16 日

京都市監査委員 高 橋 泰一朗
同 井 上 教 子
同 不 室 嘉 和
同 出 口 康 雄

1 平成 19 年度行政監査Ⅱ（平成 20 年 5 月 15 日監査公表第 586 号）

（保健福祉局－1）

監 査 の 結 果
第 3 地域子育て支援ステーション 4 問題点 (2) 着眼点別分析 ア 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。 (イ) 監査の結果 a ステーション実施事業に係る各施設における事業計画については、委託契約書によると、契約締結後、すみやかに事業計画書を提出することとされており、基本事業及び選択事業が委託の要件を満たして計画され、事業の実施が確実に見込めるものかをあらかじめ確認することができるものとなっている。 ステーション実施事業を委託している施設 134 箇所について、事業計画書の提出状況を見たところ、提出が確認できないものが 5 件（構成比 3.7 パーセント）あり、提出されている事業計画書のうち、基本事業として実施することとされている地域の関係機関との連携で記載のないものが 18 件（構成比率 13.4 パーセント）あった。 委託契約の履行確認について、事業の確実な進ちよくを図る観点から、委託契約に基づき事業計画書を確実に提出させるとともに、事業計画が委託内容を満たしているかを精査のうえ、必要に応じて計画を補正させるなど、適正な事務処理をされたい。

講 じ た 措 置

事業計画書が確実に提出され、また、必須事業については必ず記載されるよう、監査の指摘事項を踏まえた「記載要領」を新たに作成し、平成20年4月30日付けで各施設に通知した。また、それにも関わらず適正に記載されていない事業計画書を提出した施設に対しては、事業計画書を補正するよう指導した。

監 査 の 結 果

第３ 地域子育て支援ステーション

４ 問題点

(２) 着眼点別分析

ア 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

(イ) 監査の結果

ｂ ステーション実施事業に係る各施設の事業実績については、委託契約書によると、平成 19 年 4 月 30 日までに事業実績報告書を提出することとされており、当該報告書の様式には基本事業、選択事業別の実施事業内容に加え、支出済額内訳欄を記載することが定められている。

ステーション実施事業を委託している施設 134 箇所について、事業実績報告書の提出状況を見たところ、全件で提出されていたものの、基本事業として実施することとされている地域の関係機関との連携で実績の記載のないものが 15 件（構成比率 11.2 パーセント）あり、支出済額内訳の合計額が委託金額 30 万円を下回っているものが 12 件（構成比率 9.0 パーセント）、委託金額の半額である 15 万円にも満たないものが 4 件（構成比率 3.0 パーセント）、同内訳の提出のないものが 1 件あった。さらに、新規契約の施設を見ると、看板代を含む委託料が交付されているにもかかわらず、当該作成を示す資料を添付させていないものがあった。

委託契約の履行確認について、事業の成果を正確かつ確実に把握する観点から、事業実績報告書の内容を精査のうえ、必要な事項を確実に報告させるなど、適正な事務処理をされたい。

講 じ た 措 置

事業実績報告書は、必須事業については必ず明記され、また、支出済額についても適正な記載がされるよう、監査の指摘事項を踏まえた「記載要領」を作成し、平成 20 年 4 月 30 日付けで各施設に通知した。

監 査 の 結 果

第4 観光地交通対策

4 問題点

(2) 着眼点別分析

ウ 交通対策は、経済的・効率的に行われているか。

(イ) 監査の結果

新しい交通施策としての観光地等交通対策の効果を高めていくためには、継続的に事業を実施し、自動車に過度に依存しない京都観光の定着を目指していく必要があるが、事業に対する本市の経費負担の推移を見ると、毎年、増加する傾向であり、当年度では、国庫補助金が交付されず全額が本市の一般財源となっている。

このような中で、経済的・効率的に事業を執行していくことが求められるが、当年度の経費を見ると、過去からの経過であるなどとして、委託料とは別に、事務費として、一部の観光パーク・アンド・ライド駐車場に設置した移動便所に係る経費、嵐山交通対策に係る駐車場の予約申込書の印刷経費等を支出していた。

については、今後は、必要経費を的確に見込むとともに、委託業者との業務分担を事前に明確にするなど、経済的・効率的に事業を執行するようにされたい。

講 じ た 措 置

監査の結果に基づき、パーク・アンド・ライド駐車場に設置した移動便所に係る経費については、平成20年度の観光地交通対策業務の委託契約において、必要経費を見込んだ委託契約を締結したところである。

また、嵐山交通対策に係る市営嵐山観光駐車場の観光バス予約制については、インターネットを活用した予約システムを導入し、効率的な事業の展開を図っているところである。

今後においても、必要経費を的確に見込み、委託業者との適切な業務分担のもと、経済的・効率的な事業の展開を図っていくこととする。

監 査 の 結 果

第 5 東山区における個性あふれる区づくり推進事業

4 問題点

(2) 着眼点別分析

エ 区役所と区民との役割分担は適切か。

(イ) 監査の結果

「東山かるた」の活用方法を適正かつ有効なものにするともに、「東山かるた」に関して保管している現金については、本市の一般財源で支出された印刷物によるものであることにかんがみ適切に取扱ったうえ、早期に「特別会計」を閉鎖されたい。

また、今後塾の活動により印刷物等を作成するときには、適正かつ有効な活用方法に基づき必要数を見込むようにされたい。

講 じ た 措 置

「東山かるた」に関する現金の取扱については、本市一般財源により作成した印刷物の頒布に係る収入であることをかんがみ、平成 20 年 10 月 3 日付けで本市一般会計へ繰り入れ、「特別会計」を閉鎖した。

また、「東山かるた」保管分の活用方法については、「東山・まち・みらい塾」活動や平成 21 年に迎える区制 80 周年などのまちづくり活動において有効に活用する。

2 平成 18 年度行政監査Ⅱ（平成 19 年 5 月 14 日監査公表第 558 号）

（保健福祉局－1）

監 査 の 結 果
<p>第 2 人間ドック事業</p> <p>4 問題点</p> <p>(2) 着眼点別分析</p> <p>エ 受診者の確保に向けた努力はなされているか。</p> <p>(イ) 監査の結果</p> <p>中期経営計画において、「適正な収入確保の取組」の具体的な項目の一つとして掲げている「人間ドックの受診者の確保」について、速やかに具体的な取組項目及び作業手順の在り方について検討を行い、具体的な行動計画を策定したうえで、体系的な取組を進められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>検診センターの業務については、副院長をトップとする業務委員会を開催し、「人間ドックの受診者の確保」等について、組織を挙げて取り組んだ。</p> <p>平成 19 年度においては、前年度受診者への健診お勧めはがきを送付する取組を行った。また、個別の取組としては、京都市国民健康保険については、「国保だより」に市立病院の健診風景の写真を掲載した他、京都市健康保険組合については、受診勧奨ビラの配布や、局区長会における受診勧奨を行うなど、健康保険組合ごとの取組を行った。</p> <p>平成 20 年 4 月 1 日以降については、受診者や各健康保険組合から検査希望の多いマンモグラフィー検査を 1 日 4 名枠から 7 名枠に増やし、受診者の要望に応じている。また、検査内容については、生活習慣病の予防のため、最近注目されているメタボリックシンドローム（内脂肪症候群）の診断基準に対処するため BMI や LDL-コレステロールを新規検査項目として取り入れ、検診内容の充実を図っている。</p> <p>さらに、検診料金については、男性 39,900 円を 37,800 円（税込み）、女性 44,100 円を 42,000 円（税込み）に改定して利用者の拡大に努めている。</p>

（監査事務局第二課及び同事務局第三課）